

菊陽町公告第57号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年8月10日

菊陽町長 吉本 孝寿



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R7-2	菊池郡菊陽町 曲手字免ノ上 1460	林班3 小班231	山林	0.4261	5年 (2030.3.31)	経営管理権設定区域は 別添図面のとおり。
集R7-128	菊池郡菊陽町 原水字井出上 4342	林班8 小班329	山林	0.2602	5年 (2030.3.31)	経営管理権設定区域は 別添図面のとおり。
集R7-221	菊池郡菊陽町 原水字上長塚 4964	林班8 小班276	山林	0.1922	5年 (2030.3.31)	経営管理権設定区域は 別添図面のとおり。
集R7-226	菊池郡菊陽町 原水字井手上 4306-11	林班8 小班348	山林	0.1278	5年 (2030.3.31)	経営管理権設定区域は 別添図面のとおり。

2 縦覧場所 菊陽町役場農政課

菊陽町のホームページ (<https://www.town.kikuyo.lg.jp>)

3 本公告により、菊陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。